

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月20日

独立行政法人環境再生保全機構

契約担当職 理事 武川 明夫

1. 競争入札に付する事項

(1) 件 名 平成24年度会計監査業務

(2) 仕 様 等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結日から独立行政法人通則法第42条に定める日まで

※本件落札者については、原則として当機構の第2期中期計画期間の最終年度（平成25年度）までの複数年度にわたる会計監査人候補者とする。ただし、会計監査人は毎年度環境大臣の選任を受ける必要があることから、契約期間は単年度となる。なお、正当な理由により会計監査人の候補者とすることが適当ではないと当機構が判断した場合、また、会計監査人から辞退の申し入れがあった場合等については、この限りではない。

(4) 履行場所 独立行政法人環境再生保全機構

(5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。

(6) 提出書類等

①「総合評価のために必要な書類（提案書、入札書）」を提出しなければならない。

②入札者は、仕様書に規定するもの等、平成24年度会計監査業務に要する一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。

③落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 競争入札に参加することができない者

①当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第5条（別紙参考）の規定に該当する者

(2) 平成22・23・24年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(3) 上記(2)の「資格審査結果通知書」の写しを「総合評価のために必要な書類」の提出期限までに提出できる者であること。

(4) 独立行政法人通則法第41条に規定する資格を有する者であること。

(5) 環境省独立行政法人評価委員会委員及び当該委員の属する監査法人でないこと。

(6) 入札説明書の交付を受けた者であること。

※入札説明会への参加は必須としない。

3. 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付期間及び交付方法、問い合わせ先等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

ミューザ川崎セントラルタワー 8階

独立行政法人環境再生保全機構 経理部経理課

電話：044-520-9530 FAX：044-520-2132

E-mail：kansa@erca.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

上記(1)の電子メールアドレスに以下の必要事項を記入のうえ連絡すること。後日、機構から入札説明書一式のデータを交付する。

〈必要事項〉

メール件名：【入札説明書等希望】平成24年度会計監査業務

本文：①会社名 ④電子メールアドレス

②所属部署名 ⑤電話番号

③担当者名

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成24年7月30日（月）14時00分から

独立行政法人環境再生保全機構 第1会議室

※当日は配布された入札説明書等一式を印刷し必ず持参すること。

(4) 「総合評価のために必要な書類」の提出期限及び場所

平成24年8月16日（木）17時00分まで

（ただし、郵送する場合には期限までに当機構に必着。書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

＜提出場所＞

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

ミューザ川崎セントラルタワー 8階

独立行政法人環境再生保全機構 経理部経理課

(5) 入札者によるプレゼンテーション（希望者のみ）

平成24年8月22日（水）14時00分から（予定）（各入札者の開始時間は、別途連絡する。）

所要時間：20分（説明後、適宜質疑応答を行う。）

場 所：独立行政法人環境再生保全機構 第1会議室

※プレゼンテーションは「総合評価のために必要な書類」の審査における合格者のみを対象とする。

※説明に当たっては、必要に応じて提案書の要点を示す資料等を用意しても差し支えないが、審査対象とはしない。

4. 競争執行の日時及び場所

平成24年8月24日（金）14時00分から

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

ミューザ川崎セントラルタワー 8階

独立行政法人環境再生保全機構 第1会議室

5. その他

(1) 入札保証金に関する事項

免除する。

(2) 入札者に要求される事項

①この入札に参加を希望する者は、環境再生保全機構が交付する入札説明書に基づいて「総合評価のために必要な書類」を作成し、本公告に示した業務を完全に履行できることを証明する書類を併せて提出しなければならない。

②開札日の前日までの間において契約担当職理事から「総合評価のために必要な書類」に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、提出された「総合評価のために必要な書類」については、環境再生保全機構において総合評価基準に定める評価基準に基づき「総合評価のために必要な書類」を審査するものとし、審査の結果、合格した「総合評価のために必要な書類」に係る入札書のみを落札決定の対象とする。「総合評価のために必要な書類」の合否については、プレゼンテーションの前日までに連絡するものとする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

入札説明書に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が、独立行政法人環境再生保全機構会計規程第46条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②「総合評価のために必要な書類」が、環境再生保全機構の審査の結果、合格していること。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

6. 契約情報の公表について

(1) 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況及び当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めることとされている。これに基づき、当機構においては以下についてホームページで公表するため、応札、応募又は契約の締結にあたっては、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意のうえで行うこと。なお、本事項については、案件への応札、応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

①公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア．当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

イ．当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

②公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア．当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

イ．当機構との間の取引高

ウ．総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ．一者応札又は一者応募である場合はその旨

③当方に提供していただく情報

ア．契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

イ．直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（抜粋）

平成 16 年 4 月 1 日

細則第 20 号

（一般競争等に参加させないことができる者）

第5条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、以下の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等契約に参加させない期間を延長することができるものとする。

これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は過失(瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。)によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。
- 3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。